



第1回 大槌デザイン会議・地区別ワーキンググループ会議を開催しました

大槌デザイン会議・地区別ワーキンググループ会議は①～③について議論し、具体的な計画、設計内容を調整することで、復興まちづくりの将来像の実現を目指します。

- ①各地区および町全体の景観まちづくりの方針
- ②各地区および町全体の個別プロジェクトの内容
例：町方の公園、災害公営住宅、公民館、避難ホール、造成事業の景観など
- ③景観まちづくりを支える公共施設の維持管理について

デザイン会議委員、地区別コーディネーターおよび、地区別ワーキンググループ委員には、公募・推薦により以下の人、人員が選任されました。

■デザイン会議委員

役職	氏名	備考
委員長	中井 祐	東京大学大学院工学系研究科 教授
副委員長	大月 敏雄	東京大学大学院工学系研究科 准教授
	岩崎 松生	大槌町議会代表
委員	乾 久美子	東京芸術大学大学院美術研究科 准教授

【各地区の委員（人数）】

地区名	人数	地区名	人数
町方	7名	小枕・伸松	5名
沢山・源水・大ケ口	6名	吉里吉里	5名
安渡	5名	浪板	4名
赤浜	12名		

※各地区の委員の中から、1名ずつ代表委員が選出されています。



A/B 第1回大槌デザイン会議・地区別ワーキンググループ会議の様子。C 町長から委任状を交付された中井祐委員長

■地区別コーディネーター

氏名	担当地区	備考
福島 秀哉	町方、沢山・源水・大ケ口	東京大学 助教授
尾崎 信	安渡、小枕・伸松	東京大学 助教授
窪田 亜矢	赤浜	東京大学 准教授
黒瀬 武史		東京大学 助教授
二井 昭佳	吉里吉里、浪板	国士館大学専任講師

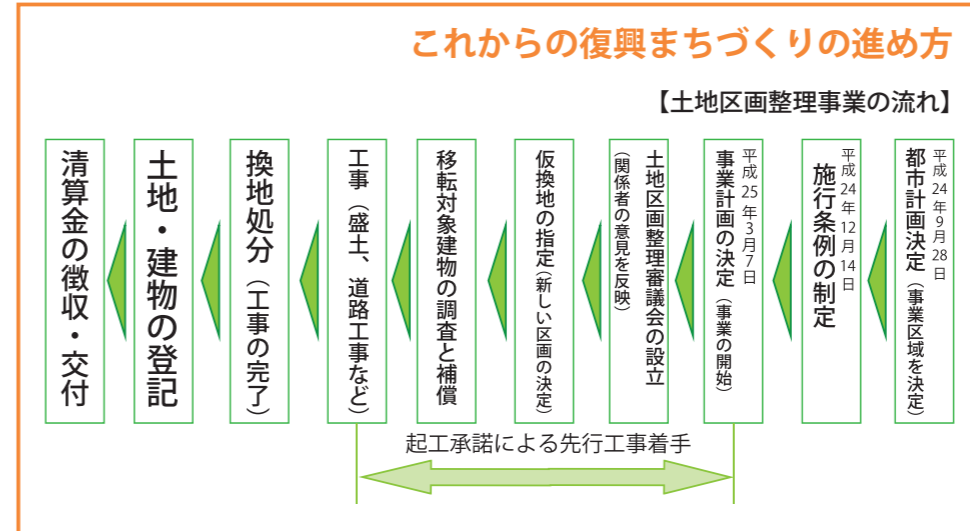
☎ 都市整備課 Tel 0193-42-8723

震災復興土地区画整理事業のお知らせ

第1号

大槌町の復興まちづくり

歴史ある大槌の1日も早い復興と文化を大切に、暮らし続けられる安全安心なまちづくり整備に向けて



町内4地区の震災復興土地区画整理事業を開始しました

このたびは岩手県の都市計画審議会の審議を経て、3月7日（木）に町内4地区の震災復興土地区画整理事業の事業計画の認可を取得しました。今後は、土地区画整理法に基づいた土地区画整理審議会の設立や起工承諾による早期の盛土工事に着手し、津波防災性の高い復興まちづくりを進めていきますので、引き続きご理解、ご協力をお願いいたします。

土地区画整理審議会を設立します

今後、土地区画整理事業を進める上で、土地の再配置の設計（換地）について、地権者（宅地所有者および借地権者の意向を反映するため、法律に基づき、各地区において、「土地区画整理審議会」を設立します。土地区画整理審議会は、施行者である大槌町の求めに応じ、次のような役割を担います。

- 意見を述べる
- 換地の計画、仮換地の指定などに関する事項
- 同意をする
- 評価員の選任などに関する事項

事業に伴う個々の事柄については、審議の対象となりません。

審議会委員の定数は、選挙により選出される委員8人と町長が選任する学識経験委員2人からなります。審議会委員の選挙の日程など詳細についてはあらためてお知らせします。

起工承諾のお願い

～1日も早い復興のために～

本来、土地区画整理事業の施行手順は、新しい区画を通知する仮換地指定の後、宅地造成および道路や公園などの公共施設整備工事に着手し、工事完了後に順次、皆さんに新しい土地をお返すものです。

今回は1日も早く先行的に工事に着手するため、事業の手順と手続きを前倒しして、土地所有者の皆さんの承諾（起工承諾）を得て、盛土などの工事に着手したいと考えています。

ご理解をいただき、4月中に発送する「起工承諾書」に記名押印の上、返信をお願いします。

土地売却を考えている人はご相談ください

町は、区域内に計画する防集事業の移転先団地や災害公営住宅を整備する用地を確保する必要がありますが、地区によってはまだ足りない状況です。土地利用のめどが立たない人は、町への売却

検討をお願いします。町に土地を譲渡する場合は、譲渡所得税の特別控除が適用されます。

税については、個人、法人など、それぞれの内容によって異なります。詳しくは、町の担当者または税務署などにお問い合わせください。

防集移転先団地計画および災害公営住宅計画についてお知らせします

町内の土地区画整理事業区域内にも、防災集団移転の人の移転先住宅団地を整備することとし、3月8日（金）付で防集事業の第1回事業計画変更の大臣同意を得ました。

また、区域内に町方地区で300戸など、災害公営住宅の建設も計画しています。

復興事業に係る用地買収についてお知らせします

町は、復興事業に係る用地買収を進めています。土地区画整理事業（公共施設用地）、防災集団移転促進事業用地（移転元、住宅団地）、災害公営住宅用地などの用地買収用地には、抵当権の解除交渉、権利者の相続が行われていないなどの要因により、売買契約の遅れが起っています。親族間での相続者の話し合いや、金融機関などの抵当権解除の話し合いがまだ済んでいない人は、早目の対応をお願いします。

抵当権の解除

- ①金融機関など債権者との話し合い
- ②結果を役場に連絡
- ③役場による必要書類作成
- ④売買契約
- ⑤所有権移転登記
- ※ 抵当権解除手続き（債権者の同意が必要です。）

相続の話し合い

- ①相続者間での話し合い
- ②役場へ相続に関する情報提供
- ③役場による資料作成
- ④相続者との売買契約
- ⑤所有権移転登記

☎ 都市整備課 Tel 0193-42-8723